

栃木県事業承継支援補助金のご案内

中小企業者の皆様が 事業承継に向け 専門家を活用する場合の 経費の一部を助成します！

弁護士
税理士
公認会計士
司法書士
など



申請期間 令和7年6月10日(火)～令和7年11月28日(金) **必着**
※申請額が予算額上限に達し次第、募集を終了します。

事業実施期間 令和7年4月1日(火)～令和8年2月15日(日)

対象経費 〔補助率：対象経費の1/2以内、補助上限額：50万円〕

対象となる経費	補助上限額
☒ 株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを専門家に委託した場合の経費	50万円
☒ デューデリジェンスの実施を専門家に委託した場合の経費	
☒ 最終契約書やレビューの作成を専門家に委託した場合の経費	
☒ 不動産鑑定評価書の作成を専門家に委託した場合の経費	
☒ 最終契約書等に基づき、労務関連手続きを専門家に委託した場合の経費	
☒ 債務整理手続きを専門家に委託した場合の経費	
☒ 代表者の変更や、最終契約書に基づく変更登記等を専門家に委託した場合の経費	

※M&Aの成功報酬等は対象となりません。 ※後継者(M&Aの場合は相手方)や承継の時期が未定のものは対象となりません。
※国等の補助金と重複して申請することはできません。

* 対象経費の詳細についてはホームページよりご確認ください

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/jigyoushoukei/r7uketukekaishi.html>



補助 対象者

県内に本店を有する中小企業者(個人事業者の場合、県内に住所を有する者)

※ 栃木県内の中小企業者をM&Aにより買収する場合に限り、栃木県外に本店を有する中小企業者も対象(ただし、事業承継後も常時使用する従業員の雇用を維持し、事業拠点を栃木県内に維持・確保が見込まれること)

申請書類

- 1 補助事業計画申請書
- 2 補助金交付申請書
- 3 補助事業計画書
- 4 申請者の概要
- 5 M&Aの概要
- 6 誓約書
- 7 県税に未納がないことを証明する書類
- 8 履歴事項全部証明書または住民票の写し
- 9 直近1期分の決算報告書等の写し
- 10 見積書等
- 11 支援機関(※)からの推薦書



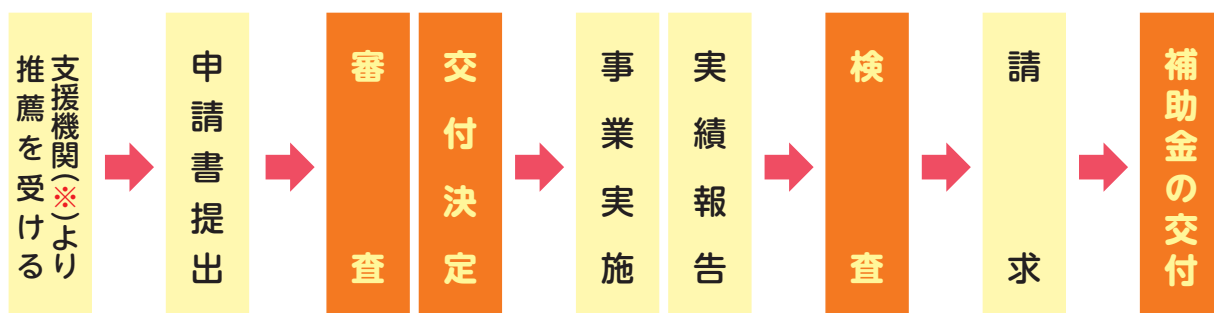
※ 支援機関

栃木県内に所在する商工会
 栃木県内に所在する商工会議所
 栃木県内に本支店を有する金融機関
 栃木県信用保証協会
 栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
 栃木県中小企業活性化協議会
 公益財団法人栃木県産業振興センター

申請書類はHPよりダウンロードいただけます



申請手続きの流れ



※ 申請に当たっては、ホームページに掲載されている交付要領を必ずご確認ください。

※ 実績報告書は、事業完了から30日を経過した日又は令和8年2月20日(金)のいずれか早い期日必着でご提出ください。

申請・お問合せ先

以下の事務局宛てに郵送またはメールにより申請してください。

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3階

事業承継支援補助金事務局
 (一般社団法人栃木県商工会議所連合会)

TEL **028-637-3725** E-mail jigyoushoukei@ftcci.or.jp

※ 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く) 午前9時から午後5時まで

